

# 第1回オープンセミナー

## なぜ、遺言状を書かないの？

### ・・・弁護士が語る悲喜交々

日 時 平成 23 年 9 月 4 日(日) 14:00～15:30 懇親会 16:00～17:00  
会 場 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟514室  
演 題 「なぜ、遺言状を書かないの？・・・弁護士が語る悲喜交々」  
講 演 者 木村 晋介氏(弁護士)

CSN が年 1 回企画しているオープンセミナーが、約 30 名のご参加をえて、9月 4 日開催されました。今年のテーマは「遺言状」。弁護士生活 40 年の豊富なご経験を有し、ユーモアをまじえたソフトな語り口でわかりやすく法律を語ってくださる、木村晋介弁護士を講師にお迎えしました。

冒頭、木村先生が「このなかで遺言状をすでに書いている人、手をあげて」と問うと、挙手はたった一人でした。そこで、「人はなぜ遺言を書かないのか」と演題に戻るのですが、多くの方は以下の理由で、自分は問題ないと考えているそうです。



- ① 法律で相続分は決まっているから。  
だが・・・確かに割合は決まっているけど、誰が何をもらうかまでは決まっていない。
- ② 家族の中で争いが起きるとは思えない。  
だが・・・自分が元気なうちにはいいけど、支援・介護を受ける将来を考えると？
- ③ 遺言を書くほどの遺産がない。  
だが・・・遺産の額が少ないほど、紛争は起きている。

相続をめぐる事件は、ここ数年急増していて、裁判所の司法統計では、年度の全事件の受付数は年々減少しているのに、相続関連事件だけは、ここ 10 年で倍増している

そうです。木村事務所の取り扱い事件の中でも、半数近くをしめ、40 年の弁護士生活で初めて体験する現象とのこと。

上記③について、相続案件で比較的小額と考えられる遺産額 1000 万円以下の事件が、職 20 年に受理された調停事件の 27% 強を占め、かつその 10% が調停で折り合いがつかず、家事審判官による審判でようやく強制的解決をみているそうです。

なるほど、相続遺産が、たとえば自宅だけというケースが一番もめやすいということが、よくわかりました。「たいした財産も無いから、大丈夫」とのんびりかまえている人こそ、絶対に作成しておかなければならないのですね。

つぎに、せっかく遺言状を作っても、文言の表現で効力に大きな違いがある、と教えていただきました。公正証書にしておくなど確実であるなどはよく知られていますが、たとえば土地・建物を遺言状にしたがって

相続人が登記するとき、書き方次第でそのまま登記できる場合と登記できない場合があるそうです。「〇町〇丁目〇番のわたしの自宅の土地・建物を〇〇に相続させる」では登記できず、その土地・建物の地番・地積・家屋番号・建物形状などを具体的に表示してあれば、遺言状をもってそのまま登記可能とのことでした。

参加者から、あらかじめ「実際の遺言状を知りたい」と要望があったので、先生ご自身の遺言状をはじめ実例をたくさんご紹介くださいました。なかでも、ペットへの遺言状はユニークでした。人は自分の遺言状に関心が低いのに、「ペットへの遺言をどうするか」という講演をしたら、あっというまに満席になり、かつ質問が続出して回答に大汗をかいたそうです。



そのほか、時代や家族関係の変化に応じた遺言状の考え方など、長年のご経験と研鑽を踏まえた独自のご意見をまじえて、語ってくださいました。

講演をきき終えて、「いつか書こうと思わず、あした朝食前に短くてもいいから、まず書いてみよう!」と思ったのでした。



つづいて、同じ会場にある(カフェ・フレンズ)で、懇親会をもちました。落語にも造詣が深く「木村家べんご志」の高座名をもつ先生の座談は、講演とはまた一味ちがう興味深いものがありました(余談ですが、さらに二次会があり、君が代をアメリカ国歌で歌うなどという珍芸を次々にご披露くださり、大笑いの締めとなりました)。

なお、遺言状について、「信頼できる弁護士と相談したい」とのご希望があれば、木村弁護士をご紹介しますので、事務局にお申し出ください。